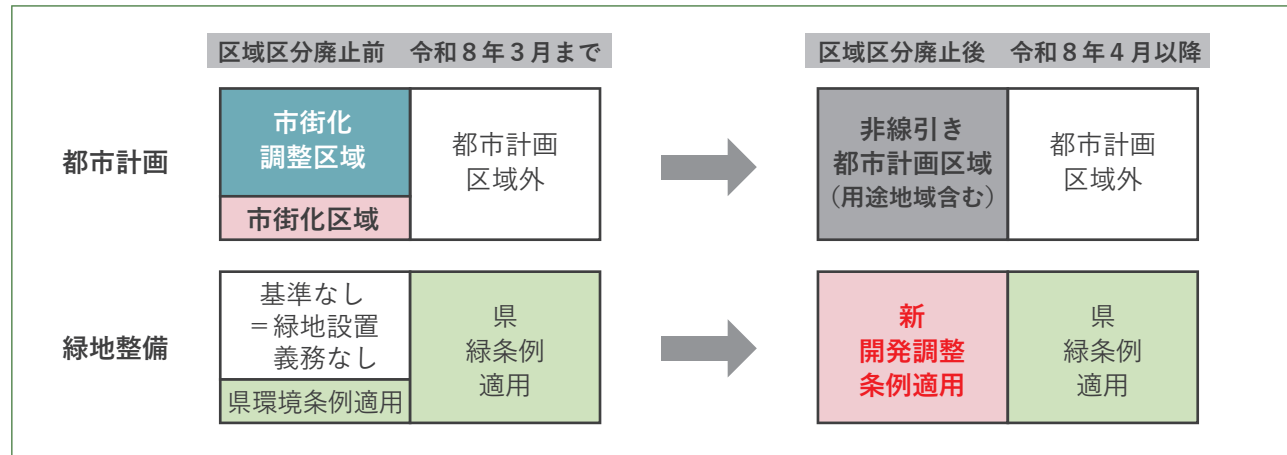




## 02 緑地整備等に関する条例適用にかかる区域区分廃止前後の比較

緑地整備等に関する条例適用にかかる大まかな区域区分廃止前後の比較は下図のとおりです。  
※工場等については、工場立地法、県環境の保全と創造に関する条例も適用されます。



## II. 都市計画区域内における緑地に関する規定

### 01 緑地の整備（第10条）

開発事業者は、都市計画区域内で開発事業を行う場合には、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に規定される技術的基準並びに別表第3に定める緑地の整備及び既存森林の保全基準に従う必要があります。

### 02 対象事業（第2条第5号オ）

都市計画区域内における事業区域の面積が1,000㎡以上の建築物の新築を伴う開発事業については、定められた基準を基に、緑地の整備及び既存森林の保全が必要です。  
※都市計画区域外における開発事業については、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例の対象となるため、該当の行為に対しては県条例に基づく届出又は許可が必要です。

### 03 協議の申出（第48条第1項）

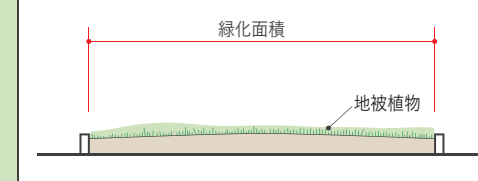
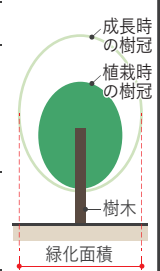
上記の開発事業を行う場合は、開発事業者が市に緑化計画申出書を提出し、次に掲げる事項について協議を行います。

#### ◆緑地の整備・既存森林の保全

- ①緑地の整備 ②既存森林の保全 ③工場の緑地 ④地区計画の緑地 ⑤公共施設の緑地  
⑥用途地域の緑地 ⑦特定用途制限地域の緑地 ⑧特定用途制限地域の既存森林の保全

## 04 技術基準（緑地整備及び既存森林の保全に関する基準）（施行規則別表第11・12）

条例に規定する開発事業を行おうとするときは、条例及び施行規則に定める緑地整備等の基準に沿って事業計画を策定し、市と協議等を行ってください。

緑地の位置	主たる緑地の位置について、センターラインが設けられた道路に接する場合はその道路、接していない場合は建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路に面した箇所に設置するように努めること。困難な場合は、道路からの視認性の良い位置又は隣地との敷地境界線に沿った位置に設置、既存森林にあっては周辺からの眺望に配慮した配置に努めること。（規則別表第11第3項、別表第12第2項）																
種別及び選定基準	地被植物 ※緑地整備のみ （規則別表第11第2項、第5項）	樹木 （規則別表第11第2項、第4項、第5項）															
植栽基準	花を植栽する場合は多年草の植栽に努めること。一年草を植栽する場合、開花期間が長いもの又は市花サルビアを推奨。下記参照	地域の環境に適した市木カシを含む多様な在来種の植栽に努めること。 スギ、ヒノキ等花粉症の原因とされている樹木の植栽は避けること。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>春季～夏季</th> <th>秋季～冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マリーゴールド マツバボタン ペチュニア ピンカ ジニア トレニア</td> <td>パンジー ビオラ キンギョソウ ハボタン アリッサム ノースポール</td> </tr> </tbody> </table>	春季～夏季	秋季～冬季	マリーゴールド マツバボタン ペチュニア ピンカ ジニア トレニア	パンジー ビオラ キンギョソウ ハボタン アリッサム ノースポール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>成木時の樹高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>4 m以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>2.5m以上 4 m未満</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>高木、中木以外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	成木時の樹高	高木	4 m以上	中木	2.5m以上 4 m未満	低木	高木、中木以外			
春季～夏季	秋季～冬季																
マリーゴールド マツバボタン ペチュニア ピンカ ジニア トレニア	パンジー ビオラ キンギョソウ ハボタン アリッサム ノースポール																
種別	成木時の樹高																
高木	4 m以上																
中木	2.5m以上 4 m未満																
低木	高木、中木以外																
緑地面積の算定	地被植物等と樹木とのバランスに配慮した配置に努めること。 （規則別表第11第1項）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>20㎡当たりの植栽本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>1本以上</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>低木のうち成木時の樹高が概ね1 m以上 2.5m未満</td> <td>5本以上</td> </tr> <tr> <td>低木のうち成木時の樹高が概ね1 m未満</td> <td>6本以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	20㎡当たりの植栽本数	高木	1本以上	中木	2本以上	低木のうち成木時の樹高が概ね1 m以上 2.5m未満	5本以上	低木のうち成木時の樹高が概ね1 m未満	6本以上					
	種別	20㎡当たりの植栽本数															
高木	1本以上																
中木	2本以上																
低木のうち成木時の樹高が概ね1 m以上 2.5m未満	5本以上																
低木のうち成木時の樹高が概ね1 m未満	6本以上																
沿道緑化に資する緑地面積の算定に関するインセンティブ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>みなし樹冠の半径</th> <th>みなし樹冠面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>2.1m</td> <td>13.8㎡</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>1.6m</td> <td>8㎡</td> </tr> <tr> <td>低木のうち成木時の樹高が概ね1 m以上 2.5m未満</td> <td>1.1m</td> <td>3.8㎡</td> </tr> <tr> <td>低木のうち成木時の樹高が概ね1 m未満</td> <td>1 m</td> <td>3.1㎡</td> </tr> </tbody> </table> 	種別	みなし樹冠の半径	みなし樹冠面積	高木	2.1m	13.8㎡	中木	1.6m	8㎡	低木のうち成木時の樹高が概ね1 m以上 2.5m未満	1.1m	3.8㎡	低木のうち成木時の樹高が概ね1 m未満	1 m	3.1㎡
	種別	みなし樹冠の半径	みなし樹冠面積														
高木	2.1m	13.8㎡															
中木	1.6m	8㎡															
低木のうち成木時の樹高が概ね1 m以上 2.5m未満	1.1m	3.8㎡															
低木のうち成木時の樹高が概ね1 m未満	1 m	3.1㎡															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>沿道緑化の位置</th> <th>緑地面積の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅員6 m以上の道路と事業区域の境界から事業区域側に3 m以内の部分に位置する緑地</td> <td>1.2倍</td> </tr> <tr> <td>幅員6 m以上の道路と他の道路が内角120度以下で交差する交差点から道路の境界に沿って3 m以内かつ事業区域側に3 m以内の部分に位置する緑地</td> <td>1.5倍</td> </tr> </tbody> </table>	沿道緑化の位置	緑地面積の算定	幅員6 m以上の道路と事業区域の境界から事業区域側に3 m以内の部分に位置する緑地	1.2倍	幅員6 m以上の道路と他の道路が内角120度以下で交差する交差点から道路の境界に沿って3 m以内かつ事業区域側に3 m以内の部分に位置する緑地	1.5倍	<p>※①～③の条件をすべて満たす場合のみ適用できる</p> <p>①透過性のないフェンス、ブロックがなく、道路から緑地が視認できる。</p> <p>②緑地全体が地被植物のみでない。</p> <p>③樹木の枝葉が道路にはみ出す、道路の視認性を妨害する等、道路の通行に支障をきたす配置でない。</p>									
沿道緑化の位置	緑地面積の算定																
幅員6 m以上の道路と事業区域の境界から事業区域側に3 m以内の部分に位置する緑地	1.2倍																
幅員6 m以上の道路と他の道路が内角120度以下で交差する交差点から道路の境界に沿って3 m以内かつ事業区域側に3 m以内の部分に位置する緑地	1.5倍																

- ※1 【緑地】 竹、花、芝その他の地被植物若しくは樹木又はそれらの生育に供される土地（規則別表第11第1項）  
 ※2 【既存森林】 地域森林計画対象民有林の区域内で現に樹木又は竹が集団で生育している土地及びその土地の上にある樹木、竹並びにそれらの集団的な生育に供される土地（規則別表第12第1項）  
 ※3 駐車区画の50%以上を緑化する場合は、その駐車区画の全てを緑地面積とみなすことができる。（規則別表第11第5項）  
 ※4 この条例の規定に適合する緑地であれば、この条例の規定により整備される公園・広場と兼ねることができる。（規則別表第11第6項）